

序章 三重の森林づくり基本計画改定の考え方

1 計画改定の趣旨

平成24年の改定から7年が経過する中、この間の本県の森林・林業を取り巻く社会情勢の変化をふまえて森林・林業に関する具体的な施策の方向を示し、県民や市町、林業事業者等関係者が一丸となって三重の森林づくりに取り組んでいけるよう改定するもの。

第1章 基本方針

1 条例の基本理念

三重の森林づくり条例で規定する4つの基本理念「多面的機能の発揮」、「林業の持続的発展」、「森林文化及び森林環境教育の振興」、「県民の参画」を受けて次の4つの基本方針を定めています。

2 基本方針と目標

平成31(2019)年度から平成40(2028)年度までの10年間で実現を目指す目標を定めています。

基本方針1 森林の多面的機能の発揮

森林は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、林産物の供給等の多面的機能を有し、適正な管理を行うことで、これらの機能を複合的に発揮させることができます。このため、森林に求められる機能や地形条件等に応じた適切な森林管理を推進するとともに、森林づくりを支える森林情報の的確な把握や、森林の公的管理を進め、将来にわたる森林の多面的機能の持続的な発揮をめざします。

指標	単位	現状H29 (2017)	H40 (2028)
公益的機能増進森林整備面積	ha(累計)	1,540 (参考：H29単年)	30,300
山地災害危険地区整備着手地区数	地区(累計)	2,142	2,359
新植地の被害率(獣害)	% (箇所)	20.3	0
森林境界明確化面積	ha(累計)	25,000	60,000

基本方針2 林業の持続的発展

豊富な森林資源を活用し、活発な木材生産活動を通じて、森林所有者の所得向上や中山間地域の活性化、低炭素社会づくりに貢献するとともに、森林の公益的機能を高度に発揮させていくため、森林施業の効率化や林業・木材産業の競争力強化、森林・林業や地域を担う人づくり、県産材の利用促進など林業の持続的な発展を図ります。

指標	単位	現状H29 (2017)	H40 (2028)
県産材素材生産量	千m ³	336	430
林業人材育成人数	人(累計)	39 (参考：H29単年)	645
製材・合板需要の県産材率	%	46.6	60.0

基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境を理解するための教育および学習の場でもあることから、森林の保全および活用、学習機会の提供や環境の整備により、森林文化及び森林環境教育の振興を図ります。

指標	単位	現状H29 (2017)	H40 (2028)
森林文化・自然体験施設等の利用者数	千人	1,426	1,613
森林環境教育支援市町数	市町	8	29
地域に密着した森林環境教育・木育指導者数	人・団体	102	300

基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

森林の恩恵は広く県民の皆さん誰もが享受するものであり、森林は県民の財産であるとの認識のもと、森林づくりや木づかいを通じて、森林を社会全体で支える環境づくりを進め、県民参画の推進を図ります。

指標	単位	現状H29 (2017)	H40 (2028)
森林づくり活動への参加団体数	団体	114	124
新たに木づかいに取り組む民間事業者等の数	者(累計)	-	80
三重の森林づくりへの関心度	%	-	50.0

第2章 基本施策 第3章 具体的な施策

基本方針に沿って、基本施策を定めています。なお、基本施策と具体的な施策については、基本方針とともに、次の「森林・林業のあるべき姿」をふまえて定めます。

森林・林業のあるべき姿

(1) 森林のあるべき姿

- ① 森林の資源活用と公益的機能が調和している
- ② 県民全体で森林を支えるという合意形成が出来ている

(2) 林業のあるべき姿

- ① 林業が誇りある産業として、地域を支えている
- ② 森林環境に配慮しながら、持続可能な林業経営が行われている
- ③ 林業や木材産業の関係者等が連携し、消費者ニーズに対応したビジネスを展開している
- ④ 森林の持つ多様な資源や地域の特色が生かされている

基本施策1-(1)「構造の豊かな森林」づくり

- ① 持続可能な森林づくり
- ② 公益的機能を重視した森林づくり
- ③ 多様な森林づくり

※「構造の豊かな森林」とは

- ✓人工林や天然林などの林種や針葉樹林・広葉樹林・針広混交林などの樹種の異なる森林
- ✓若齢林から老齢林までさまざまな林分構造の発達段階の違う森林
- ✓高木や低木、下層植生など垂直方向の階層構造が多様な森林
- ✓これらが複合した多種多様で生物多様性の高い森林

基本施策1-(2)県民の命と暮らしを守る森林づくり

- ① 災害に強い森林づくりの推進
- ② 森林の保全と保安林制度の推進
- ③ 森林病虫害対策および森林災害対策の着実な実施
- ④ 野生鳥獣による被害の低減

基本施策1-(3)森林づくりを推進する体制の強化

- ① 国・市町等と連携した森林管理の推進
- ② 森林資源データの整備と情報提供
- ③ 森林の公有林化等による公的管理
- ④ 森林の公益的機能発揮に向けての研究

基本施策2-(1)林業および木材産業等の振興

- ① 森林施業の集約化の促進
- ② 多様な原木の安定供給体制の構築
- ③ 林業・木材産業の競争力強化とスマート化
- ④ 多様な収入源の創出
- ⑤ 特用林産の振興
- ⑥ 効率的な林業生産活動のための研究

基本施策2-(2)森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり

- ① 林業の担い手の育成・確保
- ② 地域を担う多様な人づくり
- ③ 林業事業者の育成と経営力の向上

基本施策2-(3)県産材の利用の促進

- ① 県産材の需要の拡大
- ② 信頼される県産材の供給の促進
- ③ 住宅建設における木材利用の促進
- ④ 中・大規模施設等の木材利用の推進
- ⑤ 持続可能な木質バイオマス利用の推進
- ⑥ 新製品・新用途の研究・開発の促進

基本施策3-(1)森林文化の振興

- ① 森林の文化的価値の保全および活用
- ② 森林文化の体験と交流の促進
- ③ 里山の整備および保全の促進
- ④ 森林文化の継承

基本施策3-(2)森林環境教育・木育の振興

- ① 森林環境教育・木育に関わる「人づくり」
- ② 森林環境教育・木育に関わる「場づくり」
- ③ 森林環境教育・木育に関わる「仕組みづくり」

基本施策4-(1)県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進

- ① 森林づくり活動への県民参加の促進
- ② 緑化活動の促進

基本施策4-(2)木づかいの促進

- ① 暮らしの中での木づかいの促進
- ② 多様な主体との連携による木づかいの促進

基本施策4-(3)三重のもりづくりの意識の醸成

- ① 三重のもりづくり月間の取組

第4章 計画の進行管理

計画に基づく施策の着実な実施を図るため、毎年度、目標に対する進捗状況を把握して県議会に報告するとともに、ホームページ等を通じて内容を公表します。

- ① 数値目標による進行管理
- ② 年次報告および公表
- ③ 計画の見直し

みえジビエの安定供給と衛生管理等の取組について

1 マニュアルについて

(1) マニュアルの名称

みえジビエフードシステム衛生・品質管理マニュアル

(2) マニュアルの特徴

- ①ISO22000（食品安全マネジメントシステム）の考え方にに基づき、食中毒危害要因を分析し、捕獲から消費までのフードチェーンとして、衛生面や品質面向上のための管理内容を定めています。
- ②旧マニュアルの「速やか」等の抽象的な表現から「〇〇分以内」等の具体的な基準に変更し、より厳しい衛生管理や品質管理事項を定めています。
- ③各工程作業のチェックリストにより、確実に衛生管理や品質管理の履行確認ができるようにしています。

(3) 新マニュアルと旧マニュアルの相違点（抜粋）

項目	旧	新
捕獲者	狩猟・有害捕獲資格者	みえジビエハンター
解体処理者	規定無し	みえジビエ解体処理者
作業者の体調	発熱や下痢等の体調不良時は作業しない	37.5℃以上の発熱、下痢や嘔吐等の体調不良時は作業しない
個体の確認	規定有り	豚コレラの症状の前駆、後駆、前足や後足等に麻痺確認等を追加
放血作業時間	止め刺し後、ただちに放血	止め刺し後、1分以内に放血
内臓摘出作業時間	規定無し	施設に搬入後、30分以内に行う
出荷品の保存時間	規定無し	処理及び加工済後、30分以内に-15℃以下で保存

2 登録制度について

(1) 登録制度の名称

みえジビエフードシステム登録制度

(2) 登録制度の登録対象

